

さいたま市医療安全推進協議会運営要領

(目的)

第1条　さいたま市医療安全支援センター（以下「センター」という。）設置要綱に基づき、当該センターの運営方針や地域における医療安全の推進のための方策などを検討するさいたま市医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）の運営のために必要な事項を定める。

(所掌業務)

第2条　所掌業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)センターの運営方針及び業務内容の検討
- (2)センターの業務の運営に係る関係機関・団体との連絡調整
- (3)個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に係る助言
- (4)地域における医療安全の推進のための方策の検討
- (5)その他センターの業務に関する重要事項の検討

(委員)

第3条　協議会は、委員10人以内で構成する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)医療サービスを利用する者
- (2)医療関係者
- (3)学識経験者

(委員の任期)

第4条　委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条　協議会の委員長は、委員の互選により定める。

2　副委員長は、委員長の指名により定める。

3　委員長は、協議会を代表し、副委員長は委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

第6条　協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が会議を招集する。

2　協議会は、必要があるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

- 3 協議会は、原則公開とする。ただし、協議会の決議により公開しないことができる。
(連絡会議)

第7条 協議会には、医療安全相談業務を円滑に推進するため、医療関係者との連絡会議を設ける。

- 2 連絡会議は、次の業務を行う。

- (1) 具体的相談事例の検討及び助言

- (2) 相談業務に係る情報交換

- 3 連絡会議の委員については、第3条の規定を準用する。

- 4 連絡会議の委員の任期については、第4条の規定を準用する。

- 5 連絡会議の議長は、委員の互選により定める。

- 6 議長に事故があるときは、連絡会議委員のうちからあらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

- 7 連絡会議は、議長が招集する。ただし、議長が選出されていないときは、市長が会議を招集する。

- 8 連絡会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 委員及び会議出席者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会及び連絡会議の庶務は、保健所保健所管理課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年6月20日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年8月11日から施行する。
- 3 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。